

幼児教育・保育の無償化について

平成31年2月7日

▼幼児教育・保育の無償化の概要

※「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」
(平成30年12月28日関係閣僚合意)の内容より

1. 総論

- ・「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への「子ども・子育て支援法」改正法案の提出に向けて検討
- ・幼児教育の無償化の趣旨 ⇒ 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

・3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

※新制度の対象とならない幼稚園は、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）（国立大学附属幼稚園は0.87万円）まで無償化

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、満3歳から無償化

※各種学校については、無償化の対象外。ただし、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば保育の必要性の認定のある子どもについては無償化の対象

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外

※食材料費について、3～5歳は施設による実費徴収を基本とし、低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万未満相当世帯）

・0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- ・保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)

※預かり保育は、子ども・子育て支援法の一時的預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- ・3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化

※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※上限額の範囲内で、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

- ・0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- ・認可外保育施設等での質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等

- ・5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定

- ・国と地方との協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- ・財源負担の在り方: 自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- ・負担割合: 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等10/10

(2) 財源措置等

- ・初年度の取扱い: 初年度(2019年度)に要する経費を全額国費で負担
- ・事務費: 初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- ・システム改修費: 平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障がい児の発達支援

- ・就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについて、利用料を無償化
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- ・2019年10月1日

6. その他

- ・国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- ・支払方法
 - 新制度の対象施設：現物給付を原則
 - 未移行幼稚園：市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
 - 認可外保育施設等：償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- ・今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の上げが行われないよう、周知徹底

※実施に向けた事務作業等の詳細は現在も国で検討中。



幼児教育・保育の無償化について

▼幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の見直し (ただし、現在のところの国による(案))

・**1号認定子ども**(幼稚園等)、**2号認定子ども**(保育所等(3~5歳))は、**主食費・副食費ともに、施設による実費徴収**(現在の主食費の負担方法)**を基本**

(負担方法は変更となるが、保護者が負担することはこれまでと変更なし)

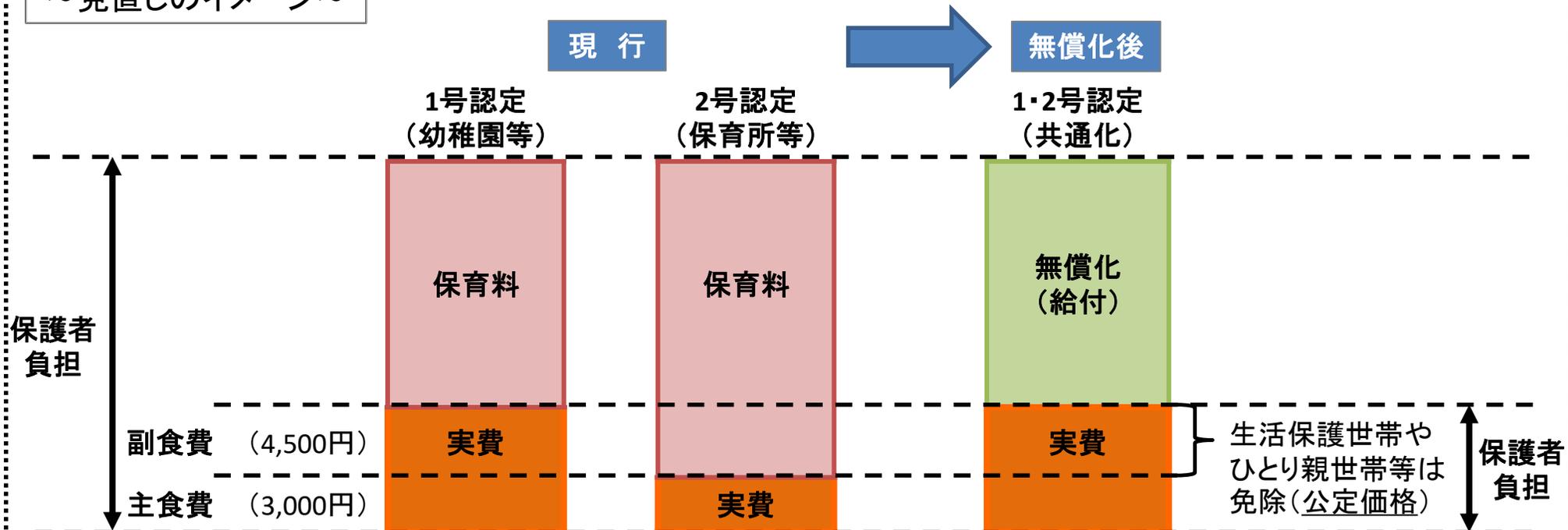
・**生活保護世帯やひとり親世帯等**(生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障がい児がいる世帯の一部の子及び第3子)については、**引き続き公定価格内で副食費の免除を継続**

・さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討

・**3号認定子ども**(保育所等(0~2歳))は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、**現行の取扱いを継続**

・新制度未移行幼稚園の食材料費(副食費)についても、低所得者への負担軽減措置を検討

~見直しのイメージ~



幼児教育・保育の無償化について

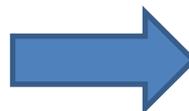
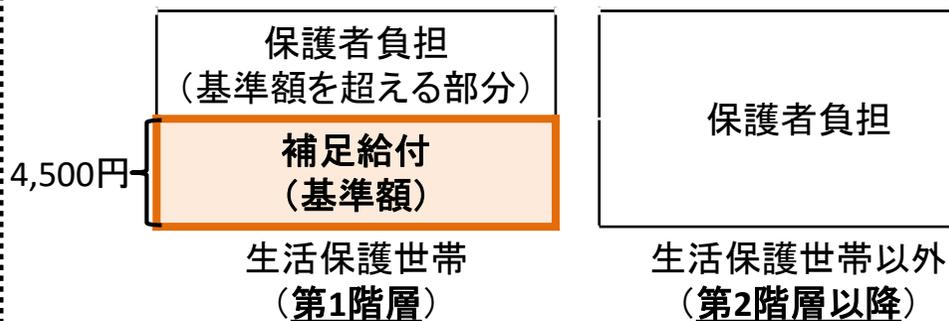
～新制度未移行幼稚園での低所得者への食材費の負担軽減措置イメージ～

- ・新制度の「地域子ども・子育て支援事業」(通称:13事業)にある、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」にて、月額4,500円を上限として、給食費(副食材料費)の負担軽減を予定

～イメージ:「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の給食費部分について～

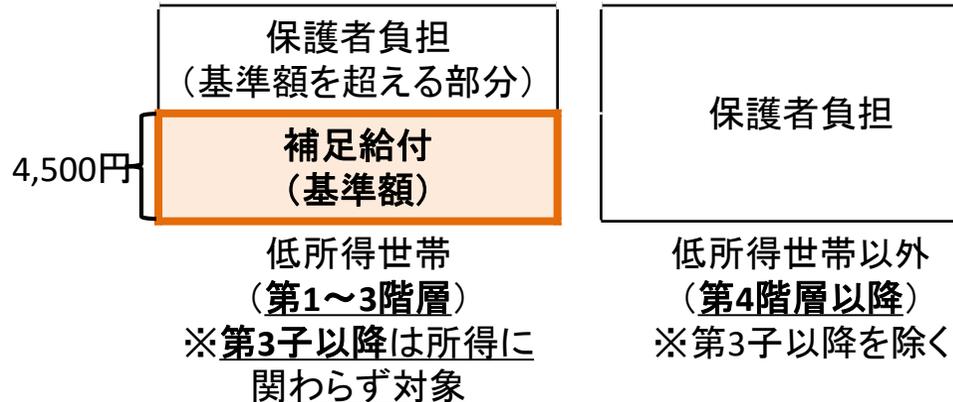
現行(2019年9月30日まで)

※新制度園(1号認定)に限る



無償化後(2019年10月1日以降)

※新制度未移行園に限る



※新制度園(1号認定)については、公定価格で対応予定

▼ニーズ調査結果による「幼児教育・保育の無償化」の影響の推察

- ・次期「松山市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて実施したニーズ調査（調査期間：平成30年9月4日～9月19日実施）の中で、就学前児童（0～5歳児対象：5,000件）を対象に、無償化の影響に関する質問内容を追加。

～ニーズ調査での質問内容～

<現在、教育・保育施設を利用している子どもを想定したもの>

問18: 幼児教育・保育無償化が実施された場合、現在利用している教育・保育施設を継続して利用したいですか。それとも、異なる教育・保育施設を利用したいですか。

問18-1: どの教育・保育施設を利用されたいですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。（申し込みの希望が叶う前提でお答えください）

<現在、教育・保育施設を利用していない子どもを想定したもの>

問19: 幼児教育・保育無償化が実施された場合、新たに教育・保育施設の利用を希望しますか。

問19-1: どの教育・保育施設を利用されたいですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。（申し込みの希望が叶う前提でお答えください）

幼児教育・保育の無償化について

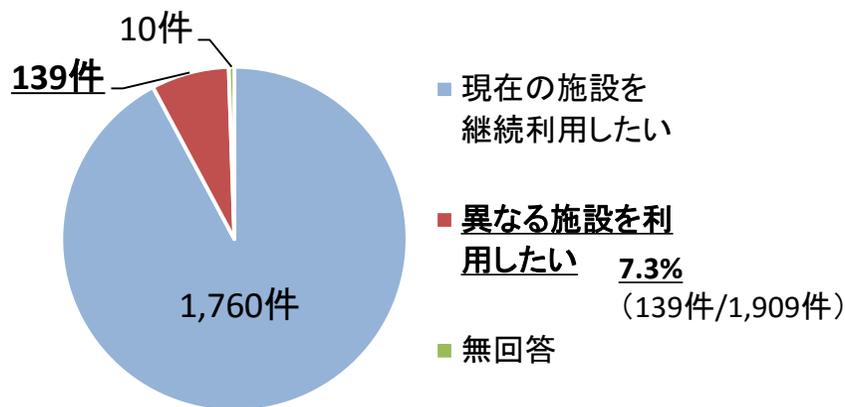
～ニーズ調査の結果～

「現在、教育・保育施設を利用している」(総回答数:2,607件(うち、453件は無回答))

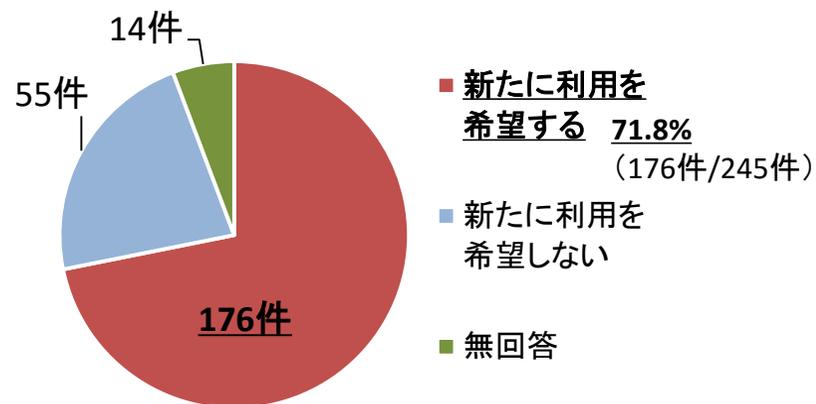
利用している
73.2% (1,909件/2,607件)

利用していない
9.3% (245件/2,607件)

問18:現在の教育・保育施設の継続利用
(回答:1,909件)



問19:新たな教育・保育施設の利用希望
(回答:245件)



幼児教育・保育の無償化について

問18-1:問18で「異なる施設を利用したい」と回答したうち、希望する施設種別(回答:139件)

施設種別	回答数
認定こども園	58件
幼稚園	65件
保育所	45件
地域型保育	4件
企業主導型保育	3件
ベビーシッター	1件
認可外保育施設 (企業主導型、ベビーシッター以外)	3件
その他	3件
無回答	17件

問19-1:問19で「新たに利用を希望する」と回答したうち、希望する施設種別(回答:176件)

施設種別	回答数
認定こども園	86件
幼稚園	112件
保育所	73件
地域型保育	15件
企業主導型保育	15件
ベビーシッター	4件
認可外保育施設 (企業主導型、ベビーシッター以外)	7件
その他	2件
無回答	1件

※施設種別の回答数は、延べ件数(複数回答可)

- ・現在、教育・保育施設を利用している方は、約9割が現在の施設を継続利用を希望し、異なる施設への変更を希望する方は、「幼稚園」を希望するニーズが高い。
- ・現在、教育・保育施設を利用していない方は、約7割が新たな利用を希望し、その施設は「幼稚園」を希望するニーズが高い。

⇒ ニーズ調査の結果では、一定の保育ニーズの増加はあるものの、「幼稚園」の利用を希望するニーズの方が増えると見込まれる

幼児教育・保育の無償化について

～参考：主なサービスと無償化の内容（3歳～5歳まで及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもが無償化対象）～

対象サービス等	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園	保育料 無償
幼稚園（未移行）	<u>月額2.57万円を上限</u> に保育料無償
地域型保育 （小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）	保育料 無償
就学前の障がい児の発達支援	利用料 無償
幼稚園の預かり保育	<u>月額1.13万円を上限</u> に保育料無償
企業主導型保育事業	利用者負担相当額を 無償
就学前の障がい児の発達支援+幼稚園、保育所、認定こども園等	利用料+保育料 無償
認可外保育施設のうち、都道府県等に届出を行い、指導監督の基準を満たすもの ※ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象	<u>月額3.7万円を上限</u> に保育料無償 （ <u>0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもは、月額4.2万円を上限</u> ）
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	

※国立大学附属幼稚園は月額0.87万円を上限

※幼稚園と預かり保育を利用している場合、幼稚園保育料の無償化上限額（月額2.57万円）と合わせると月額3.7万円まで無償

※就学前の障がい児の発達支援に加え、幼稚園（未移行）や認可外保育施設等を利用する場合、幼稚園（未移行）については月額2.57万円を上限に、認可外保育施設等については月額3.7万円を上限に無償

※認可外保育施設等を利用する場合、対象者は保育の必要性があると認定された子どもであって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者

幼児教育・保育の無償化について

～参考～

新しい経済政策パッケージについて(抜粋) 平成29年12月8日閣議決定

広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引き上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

～参考～

経済財政運営と改革の基本指針2018(抜粋) 平成30年6月15日閣議決定

▼ 幼児教育の無償化

待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置(子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限)に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外(以下「認可外保育施設」という。)の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。

(認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス)

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

幼児教育・保育の無償化について

対象となるサービスは、以下のとおりとする。

・幼稚園の預かり保育

・一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

このほか、就学前の障害児の発達支援(いわゆる「障害児通園施設」)については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

(認可外保育施設の無償化の上限額)

無償化の上限額は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における月額保育料の全国平均額とする。幼稚園の預かり保育については、幼稚園保育料の無償化上限額を含めて、上述の上限額まで無償とする。

(実施時期)

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

(認可施設への移行の促進)

今後、保育の質の確保が重要であることに鑑み、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化する。